

従業員の皆さまへ

マイナンバーに関するお願い

マイナンバーは、**今年（平成27年）10月5日以降**に、マイナンバーが記載された通知カードが、市区町村から、住民票の住所に世帯主宛に簡易書留で郵送されます。**来年（平成28年）1月**から社会保障や税の分野での利用が始まります。これにより、会社として、皆さまやご家族のマイナンバーを給与所得の源泉徴収票などに記載するために、皆さまやご家族の個人番号を届け出てもうする必要があります。

そこで、皆さまには以下の事項についてくれぐれもご留意いただければ幸いです。

- **9月中に（遅くとも10月4日までに）住民票の住所と実際にお住みの住所を一致させてください。または、住民票の住所において通知カードを受領できるようにしておいてください。通知カードは世帯主宛に簡易書留（転送不要扱い）で送付されてきます。**
- **皆さまやご家族の通知カードは、本人確認や個人番号カードの取得の際に必要となりますので、捨てたり、なくしたりしないようにしっかりと保管してください。**
- **皆さま・ご家族の個人番号の当社への提供・本人確認にご協力ください。**
- **個人番号カード（顔写真付きの身分証明書）は、通知カードと一体となって送付されてくる交付申請書（次頁参照）に顔写真を貼り、記名押印の上、返信用封筒で送付することにより、平成28年1月以降、市区町村の窓口において無料により、本人確認がなされた上で、取得することができるので、是非申請してください。**
- **通知カードや個人番号カードの紛失などにより、個人番号が漏えいしてしまった恐れがある場合は、市区町村の窓口申請をすることにより変更することができます。この場合は、遅滞なく新たな個人番号を届け出てください。**

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

この部分が通知カードとなります。

この部分が個人番号カードの交付申請書となります。顔写真を貼付し、署名押印の上、送付すれば足ります。スマートフォン等のオンラインでの申請も認められています。

【おもて面】

【うら面】

通知カードの様式について

【おもて面】

【うら面】

通知カードは会社の本人確認に必要なほか、市区町村で個人番号の交付を受ける際に返納することになりますので、なくさないようにしてください。

個人番号カードの様式について

【おもて面】

【うら面】

○初回の交付手数料は無料。
○交付時に市区町村の窓口に来庁の上本人確認をされた上で交付。
○申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法が用意される予定。

(出典) 総務省公表資料